

印西市議会基本条例（案）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 3 条―第 8 条）
- 第 3 章 市民と議会の関係（第 9 条・第 10 条）
- 第 4 章 市長等と議会の関係（第 11 条・第 12 条）
- 第 5 章 議会運営の基本方針（第 13 条―第 18 条）
- 第 6 章 議員の身分及び待遇（第 19 条・第 20 条）
- 第 7 章 議会事務局及び議会図書室の充実（第 21 条―第 23 条）
- 第 8 章 検証（第 24 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、印西市議会（以下「議会」という。）の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会がより一層市民に身近で開かれた議会となることを目指し、地方自治の本旨に基づき市民の負託に的確に応えとともに、もって市民福祉の増進及び本市の発展に寄与することを目的とする。

（最高規範）

第 2 条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

第 2 章 議会及び議員の活動原則

（議会活動の原則）

第 3 条 議会活動の原則は、次に掲げるとおりとする。

- （1）市民を代表する議事機関であることを自覚し、最善の判断及び責任ある活動を行うよう努めること。
- （2）公開性、公正性及び透明性をより一層確保し、議会運営における効率性も考慮し、議論を尽くし、市民に信頼される議会を目指す。
- （3）市民の多様な意見を的確に市政に反映させるよう、市民参加の機会の拡

充を図り、政策立案及び政策提言の強化に努めること。

(4) 市民の代表として、公正に市政の監視及び評価を行うこと。

(5) 議事機関としての責任を認識し、市政の課題等についての調査及び議案等の審議又は審査を行うこと。

(議員活動の原則)

第4条 印西市議会議員（以下「議員」という。）は、法令を遵守するとともに、次に掲げる原則に基づいて誠実かつ公正に活動しなければならない。

(1) 市民の代表として、市政全般の課題把握に取り組み、市民の負託に応えるよう努めること。

(2) 議員として資質の向上を図り、政策立案能力を高めるよう調査研究に努めること。

(3) 自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすよう努めること。

(4) 議会が合議制の機関であることを認識し、議論による合意形成に努めること。

(5) 出席が求められる地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に基づく会議その他議長が設ける会議等をやむを得ず欠席、遅刻又は早退する場合は議長に届け出て、説明責任を果たすこと。

(災害時等の対応)

第5条 議会は、大規模な災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速に対応するよう努めなければならない。

2 災害時における議会の機能維持及び議員の活動に関する事項は、別に定める。

(全員協議会)

第6条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、印西市議会会議規則（平成8年議会規則第1号）の規定により全員協議会を設ける。印西市議会全員協議会は議長又は議会事務局長が招集する。

(会派)

第7条 議員は、基本的な理念を共有する議員で組織する会派を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

(1) 議員の活動を支援すること。

(2) 政策立案及び政策提言並びに議案等の審議又は審査のために調査研究を行うこと。

(3) 会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効果的な運営に努めること。

3 前項に定める会派の役割を果たすため、会派代表者会議を設ける。会派代表者会議は議長又は議会事務局長が招集する。

(政務活動費)

第8条 法第100条第14項から第16項までの規定に基づく政務活動費について、会派は、調査研究その他の活動に資するために活用することができる。

2 政務活動費の交付等に関し必要な事項については、印西市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）に定めるところによる。

3 会派は、政務活動費の使途について、その役割及び活動状況を踏まえるものとし、議長にその収支等について報告するものとする。また、政務活動費の使途基準に基づき説明責任を果たさなければならない。

4 議長は、政務活動費の使途について、その透明性を確保するため、公開を原則とする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加)

第9条 議会は、市民の市政への参画を推進するために、市民が議会の活動に参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

(広報及び広聴等の充実)

第10条 議会は、市民が市政への関心を高めるとともに、広く市民の意見を聴収するため、多様な手段を用いて広報活動及び広聴活動の充実に努め、その体制整備を図るものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等と議会の関係)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と相互に独立かつ対等で緊張感のある関係を保つものとする。

2 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているか監視し、必要と認めるときは市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 議会は、議案等の審議又は審査に当たって、市長等に資料の提出又は情報の提供を求めることができる。

4 市長等は、議案等について議会に対してわかりやすい説明等を行わなければならない。

5 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策等について、その形成過程の説明を求めることができる。

(反問権)

第12条 議員は、議案等の審議、審査又は質問に当たっては、適切に論点を整理し発言するものとする。この場合において、質疑の論点又は趣旨を明確にするため、市長等に対し、答弁に必要な範囲において、議長又は委員長の許可により反問権を付与するものとする。

第5章 議会運営の基本方針

(議会の議決事項)

第13条 法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 印西市基本構想の策定に関する条例（平成23年条例第11号）の規定によるもの

(2) その他別に条例で定めるもの

(発言の保障)

第14条 議会は、議事機関としての議決責任を果たすために、その意思決定に当たって議員に対して議論の場における発言を保障しなければならない。

(質問、質疑等)

第15条 議会は、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 議員は、本会議又は委員会で質問、質疑、討論等を行うときは、論点を明確にし、簡明に発言しなければならない。

(政策立案及び政策提言)

第16条 議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案及び政策提言

を行い、市の政策水準の向上に資するよう努めるものとする。

（研修及び調査研究）

第 17 条 議会は、前条に規定する機能の強化を図るため、次に掲げる制度を活用することができる。

（1）法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に専門的な事項に係る調査をさせること。

（2）必要な調査及び視察を実施すること。

（3）学識経験を有する者等による議会研修会を実施すること

（委員会運営）

第 18 条 議会は、機動的かつ専門的に審議及び調査を行うため、法第 109 条第 1 項の規定に基づいて、委員会を設置する。

2 委員会の名称、所管その他必要な事項は、印西市議会委員会条例（平成 8 年条例第 3 号。以下、「委員会条例」という。）でこれを定める。

3 委員会は、付託された議案等の審査や市政に係る調査の充実を図るため、委員間の討議を積極的に行うよう努めるものとする。

4 委員会は、その所管又は所掌する事務に係る課題について政策提言等を行うよう努めるものとする。

5 議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができる。

第 6 章 議員の身分及び待遇

（議員定数）

第 19 条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすことを基本とし、印西市議会議員定数条例（平成 14 年条例第 25 号）により定めるものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を考慮し、市民の意見を聴取した上で定めるものとする。

（議員報酬）

第 20 条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを踏まえ、印西市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）により定めるものとする。

2 議員報酬の額の改正に当たっては、印西市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第33号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するものとする。

3 議員が疾病等により議員活動を引き続き長期間休止したときは、印西市議員報酬等の特例に関する条例（平成27年条例第22号）の規定に基づき、議員報酬を減額する。

第7章 議会事務局及び議会図書室の充実 (議会事務局)

第21条 議会は、議長の命を受けて議会に関する事務を処理するため、法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置する。

2 議長は、議会及び議員の政策立案機能等の向上に資するため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

3 議長は、法第138条第5項の規定により、議会事務局の職員を任免する。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の政策立案、政策提言及び調査研究に資するために議会図書室を設置し、適正に管理するとともに、その充実に努め、広く活用を図る。

2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、市立図書館、市が設置する行政資料室等に対し、協力を求めるものとする。

(予算の確保)

第23条 議会は議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するために、必要な予算の確保に努めるものとする。

第8章 検証 (検証)

第24条 議会は、一般選挙により選挙された議員の任期ごとに、この条例の目的の達成状況及び議会改革の進捗状況を、社会情勢の変化及び市民意見等に基づき検証を行う。